

ご契約に際しての大切なことから

■補償のしくみ

歯科リスクマネジメント共済は、歯科医療の施設長にご契約いただくことで、常勤、非常勤に係わらず同施設で医療業務を行う歯科医師最大20名までと医療業務の補助者の歯科医療過誤賠償責任と同施設の歯科医療施設賠償責任を包括的に補償する共済です。

お支払いする共済金の種類※

- ①損害賠償金・・・被共済者が、被害者に対して支払うべき損害賠償金
- ②緊急措置費用・・・事故が発生し、被共済者が被害者に対し緊急に行う応急手当等の費用
- ③争訟費用・・・弁護士費用及び各種法的手続費用
- ④求償権保全等費用・・・他者に責任があるとみなされた場合の求償権を得るための費用
- ⑤共済会への協力費用・・・損害賠償請求の解決にあたり、支出した通信・交通費等の実費

※共済会指定弁護士の関与する交渉または各種法的手続において決定された場合に限る。

共済金のお支払い方法

損害賠償金、緊急措置費用、争訟費用、求償権保全等費用、共済会への協力費用については、その合計額から25万円(施設賠償は1,000円)の免責金額を差し引いた額に対して共済金をお支払いします。ただし、ご契約された1事故および共済期間中での補限度額がお支払いする共済金の限度となります。なお、損害賠償共済金等のお支払いは、本会指定弁護士を通じて請求された場合に限ります。

共済金をお支払いできない場合(免責事項詳細については約款参照)

以下のような事由によって生じた損害については、共済金をお支払いできません。

- ①日本国外での医療行為
- ②意図的な違法行為によって発生した事故
- ③名誉毀損または秘密漏洩による事故
- ④戦争、地震または気象事象による事故
- ⑤第三者からの借り物や補完物への損害
- ⑥HIVおよび非A型肝炎によって発生した事故
- ⑦歯科医師、薬剤師、歯科衛生士もしくは他の雇用者の傷害または死亡
- ⑧歯科医師の家族に対する責任
- ⑨車両の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑩免許を有していない歯科医師による医療行為によって起きた事故

■責任開始期

本共済の入会金および初回共済費が25日までに本会指定の口座にお振込みにより入金され、本会理事会が本共済の申込を受諾したとき、入金日の属する月の翌月1日(=契約日)から本共済の契約上の責任が発効します。

■共済期間と更新

共済期間は

- ①加入初年度 契約日～3月31日まで
 - ②次年度以降 1年間(4月1日～3月31日まで)
- ※契約は解約のお申出がない限り1年毎に更新されます。

■お申込みから責任開始期までのスケジュール

6月	7月	8月	4月
25日	1日 契約日 (責任開始期)	22日	1日 更新日
申込 第1回共済費入金締切日 (毎月25日)		第2回共済費口座振替日 (※以降毎月22日)	

*金融機関休業日の場合は翌営業日

■共済会費の払込みと払込猶予期間、共済契約の失効

- 本共済の共済会費は、初回については入会金と共に本会指定の口座にお振込みいただき、2回目以降は、ご指定の金融機関口座より、毎月22日の振替日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替いたします。
- 所定の口座振替依頼書等に必要事項をご記入、金融機関届け出印をご捺印のうえ、ご提出ください。
- 2回目以降の共済会費の振替不能の場合には、翌月に加算して振替いたします。
- 払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日から末日までを、払込猶予期間とし、共済会費のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、共済契約は効力を失います。

■共済金の請求

- 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者はすみやかに本会事務局にご通知のうえ、本会指定の方法で請求を行ってください。
- 共済金の支払請求の権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて5年間請求がない場合は時効により消滅します。

■解約(退会)手続きと解約返戻金

- 本共済を解約(退会)される場合は、本会事務局にご連絡のうえ、本会所定の書類をご提出ください。共済会費の振替は書類を事務局が受理した日の属する月を最後に停止され、契約の効力は最後に共済会費が振替られた月の翌月末を以て終了します。
- 本共済に解約返戻金はありません。ただし、未充当会費については精算いたします。

■共済会が経営破たんとなった場合

- 保険契約者保護機構(セーフティネット)の資金援助等の措置はありません。本共済は補償対象契約に該当いたしません。
- ご加入時にお約束した共済金等が削減されることがあります。

■本会は再保険者とパートナーシップを結び、引き受け規模の補完をしています。

■告知義務

お申込時において、契約者は共済契約に必要な情報を所定の書類に正確に記載・ご署名してください。

■共済契約の募集について

本共済の募集人(募集代理店)は、本会会員と本共済契約締結の媒介を行うもので、共済契約締結の代理権はありません。

個人情報の取扱いについて

本会では、よりよいサービスの提供を目指して、会員から預かりする個人情報を細心の注意をもって適正に取り扱い、安全・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

■個人情報の利用目的について

本会は、下記の目的のために、会員の個人情報を取得・利用いたします。

- 1.各種共済契約のお引受け・ご継続・維持管理
- 2.共済金等のお支払い
- 3.本会、協賛会社および提携先会社等の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- 4.再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知、再共済金の請求
- 5.本会業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- 6.その他共済事業に関連・付随する業務

■事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の取扱いについて

本会は、事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営管理と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用いたしません。

■共済契約が締結に至らなかった場合や共済期間の終了後の情報の取扱いについて

本会が本共済契約申込みに際して取得した個人情報は、共済契約が締結に至らなかった場合や退会・満了等により共済契約が消滅した後も、各種共済契約のお引受けの判断、共済統計の作成、共済事業の適切な業務運営の確保を目的として保持し、取得した申込書類についての返却はいたしません。

■プライバシーポリシー

本会は、個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーに基づき業務を行っております。内容につきましては、本会事務局にお問い合わせください。